料の額を記録する。特許法第195条第８項ただし書、実用新案法第54条第７項ただし書、意匠法第67条第６項ただし書又は商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。

８　その他は、様式第１の備考４、５、７及び14と同様とする。この場合において、様式第１の備考７及び14中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

様式第十八の次に次の一様式を加える。

様式第18の２（第11条関係）

ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　事件の表示
　出願番号
２　請求人
　識別番号
　住所又は居所
　氏名又は名称
３　交付に係る書類名
４　交付方法
５　請求部数
６　手数料の表示
　予納台帳番号
　納付金額

〔備考〕

１　第61条第２項において準用する特許法施行規則第18条第２項の規定により認証を求める場合は、書類名を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

２　「交付に係る書類名」の欄は、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

３　その他は、様式第１の備考４、５、７及び14並びに様式第13の２の備考１から３及び５から７と同様とする。この場合において、様式第１の備考７及び14中「記載」とあるのは「記録」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（調整規定）

２　この省令及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十号）第１条の規定により改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十号）第１条の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十号）第１条の規定により改正される